

福祉のてびき

令和5年6月



松原市 障害福祉課

開庁時間：月～金曜日(祝日・年末年始除く) 午前9時～午後5時30分

所在地：〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号

T E L : 337-3115 (直通) ※市外局番は072。

F A X : 337-3007

Eメール：syougaifukushi@city.matsubara.osaka.jp

ホームページ：<http://www.city.matsubara.lg.jp>

この「福祉のてびき」の内容は、ホームページにて詳しく掲載しています。

各制度などの詳細については、問い合わせ先の記載のあるものは各部署・団体などへ、記載の無いものは障害福祉課へお問い合わせください。

また、掲載の制度は事前申請、対象者等に条件・制限がある場合等がありますので、各自でお問い合わせください。

目次

1、障害者手帳・難病について	4
身体障害者手帳.....	4
療育手帳.....	4
精神障害者保健福祉手帳.....	4
障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの皆さんへ.....	4
難病にかかった皆さんへ.....	4
2、日常生活の支援	5
障害福祉サービス（自立支援給付）.....	5
障害児の福祉サービス.....	6
地域生活支援事業.....	7
住宅改造の費用の助成.....	8
介護保険と障害者向けサービスの関係について.....	8
3、福祉用具	9
日常生活用具の給付.....	9
日常生活用具の給付(小児慢性特定疾病児童向け).....	10
補装具費の支給(購入・借受け・修理).....	10
車椅子の貸し出し事業.....	10
子ども用補聴器及び人工内耳電池交換費用の助成.....	11
難聴児への補聴器購入費用の助成.....	11
4、医療費助成・医療制度	12
自立支援医療費の支給.....	12
後期高齢者医療の障害認定について.....	13
重度身体障害者医療費の助成.....	13
ひとり親家庭医療費助成制度.....	13
在宅障害者健康診査の実施.....	13
障がい者歯科治療について.....	14
5、手当・給付金・年金制度関係	15
手当制度等（障害福祉課申請分）.....	15
手当制度等（障害福祉課以外申請分）.....	17
6、交通機関のサービスと割引	18
タクシー運賃の助成.....	18
タクシー運賃割引.....	18
公共交通機関（電車・バス・船舶・飛行機）の割引.....	18
有料道路(高速道路)の通行料割引.....	19
車いす使用者用駐車区画・ゆずりあい駐車区画 利用証.....	19
駐車禁止除外指定車標章の交付.....	19

7、税金の控除・公共料金割引	20
NHK 放送受信料の減免	20
税金の減免や控除	20
郵便料金や携帯電話の割引など	21
映画館・博物館・美術館等の入場料の割引	22
松原市・大阪府等の公共施設利用料などの割引	22
8、その他の福祉サービスなど	23
自転車駐輪場の使用料減免	23
火災等の情報提供	23
避難行動要支援者支援制度	23
福祉農園	23
生活保護	24
声の広報・点字広報まつばらの送付	24
ふれあい収集(ごみ出しの支援)	24
楽しいかい	24
大阪府営住宅	25
在宅給食サービス	25
生活福祉資金の貸付	25
成年後見制度	25
社会貢献事業(大阪しあわせネットワーク)	26
9、相談支援機関	27
基幹相談・特定相談	27
障害者相談員	27
障害者虐待防止センター	28
障がい者 110 番《権利擁護ネット》	28
電話による法律相談サービス	28
就労相談または就労訓練の相談	29
精神障害やこころの病気、気持ちがいしんどい時などの相談	30
自閉症や発達障害に関する相談	32
難病に関する相談	32
その他相談先など	32

1、障害者手帳・難病について

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障害があると認められた人に交付される手帳です。原則、更新はありませんが、障害の状態が軽減されるなどの変化が予想される場合には、手帳の交付から一定期間を置いた後、再認定を実施することがあります。

■障害種別：視覚、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓

療育手帳

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された人に交付される手帳です。療育手帳をお持ちの人は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を受けることができます。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳（以下、精神手帳）は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている皆さんは、いろいろな制度が利用できます。

障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの皆さんへ

住所など、手帳に記載の内容について変更などがある場合、障害福祉課へ届出が必要です。

手帳を紛失・破損された場合、再交付ができますので写真（縦4cm×横3cm）を持参の上、障害福祉課へ申請してください。各手帳には有効期限や再認定年月などがあり、引き続き利用する場合、更新手続きが必要になります（身体障害者手帳は更新が不要な場合もあります）。更新手続きは3カ月前からできますので、有効期限などをご確認ください。

各手続きに必要なものなどについては市ホームページを確認いただくか障害福祉課へお問い合わせください。

難病にかかった皆さんへ

指定難病により特定疾患（指定難病）医療受給者証の対象になる人は、医療費助成の対象となり、一部の福祉サービスを受けることができます。ただし、認定基準があります。

■申請先：藤井寺保健所 午前9時～午後5時45分（土・日・祝日・年末年始を除く）

●住所：〒583-0024 藤井寺市藤井寺1丁目8番36号

●TEL：072-955-4181 ●FAX：072-939-6479

また、障害者総合支援法の対象疾病の人についても、障害福祉サービス・補装具などの福祉サービスを受けることができます。

2、日常生活の支援

障害福祉サービス（自立支援給付）

所得に応じて利用者負担がある場合があります。

介 護 給 付	
居宅介護	自宅での入浴、排せつ、食事の手助けや部屋の掃除、洗濯、通院の付き添いなどを支援
同行援護	視覚障害者で、一人で移動が難しい人に、外出時の同行、移動の支援や代筆代読などを支援
重度訪問介護	重度の障害に対し、常に介護が必要な人に、入浴、排せつ、食事の手助けや外出時の移動中の支援、入院・入所時の意思疎通の支援などを支援
行動援護	知的障害・精神障害で、一人での行動が難しい人に、危険を回避するために必要な行動の手助けや、外出時の移動中の支援
療養介護	医療が必要で常に介護が必要な人に、病院などで機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活上を支援
生活介護	常に介護が必要な人に、施設などで昼間に入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供などの支援
短期入所 (ショートステイ)	介護する家族などが病気や体や心の休息が必要となったときなどに、障害者が短期間宿泊施設に宿泊し、入浴、排せつ、食事の支援
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人に、居宅介護など包括的な支援
施設入所支援	自宅での生活が難しく施設に入所している人に入浴、排せつ、食事の支援
訓 練 等 給 付	
自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を提供
就労移行支援	就労を希望する人に対して、必要な知識や能力向上のために必要な訓練を提供
就労定着支援	一般企業へ就職した人に、仕事に関連する生活面の課題に対し、訪問や指導・助言などを提供
就労継続支援	一般企業への就職が難しい人に対して、支援を受けながら働く場所の提供し、生産活動などを通じて、知識や能力向上のために必要な訓練を提供
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活をしている人に、住居での相談や日常生活の援助などを提供
自立生活援助	施設等を利用していただいていた障害者が、一人暮らしを始めた時に、必要な理解力や生活力を補うために定期的な居宅訪問や随時の対応を提供

地域相談支援給付	
地域移行支援	施設等に入所、または精神科病院に入院している障害者に対し、住居を確保し、地域での生活に移行するための活動に関する相談等を提供
地域定着支援	自宅にて一人暮らしなどで生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保と、障害の特性によって生じる緊急の事態等に相談、緊急訪問等を提供

■高齢障害者の利用者負担軽減制度について

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用して一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

対象者	<p>次の①～④を全て満たす人</p> <p>①65歳に達する日前5年間、特定の障害福祉サービスの支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービスを利用</p> <p>②利用者とその配偶者が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度及び申請時に市町村民税非課税者又は生活保護受給者等</p> <p>③障害支援区分（障害程度区分）が区分2以上</p> <p>④65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと</p>
-----	--

障害児の福祉サービス

障害児（18歳未満）の生活を総合的に支援します。所得に応じて利用者負担があります。

サービスの種類	内容
児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を提供
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に、児童発達支援および治療を提供
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業の終了後または夏休み等の休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を提供
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を提供
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供

地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することが効率的・効果的な事業や地方分権の観点から、市町村が自主的に取り組む事業です。

相談支援	障害者のいろいろな相談に応じて情報の提供や助言を行います
意思疎通支援	手話通訳者や要約筆記者の派遣を通じて、障害者の円滑なコミュニケーションを図ります
日常生活用具	日常生活を便利に、または容易にするために必要な物の給付を行います（詳細は9ページをご覧ください）
移動支援 （ガイドヘルパー）	障害者の外出の際に円滑な移動を支援します
日中一時支援	障害者等の日中における活動の場を確保します
訪問入浴	入浴車が自宅を訪問し、部屋に浴槽を運びこんで、入浴サービスを行います
地域活動支援	創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図ります
その他の事業	レクリエーション教室開催 など

■生活支援センター

地域で生活する精神障害の人に対して、日常生活の相談、訪問及び当事者活動への支援等を行なっています(相談支援・地域活動支援センターⅠ型)。電話による相談も可能です。サービス内容もセンターによって違います。

希望する人は障害福祉課または、下記へご相談ください。

- 名称：「そうそう」
- 運営主体：社会福祉法人 風媒花
- 住所：高見の里5-513
- TEL：331-4081
- FAX：331-8008

■地域活動支援センターⅡ型

地域で生活する精神障害の方に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るなどの支援を行っています。サービス内容もセンターによって違います。希望する人は障害福祉課、または下記へご相談ください。

- 名称：「まつばら」
- 運営主体：社会福祉法人 風媒花
- 住所：田井城5-14-13
- TEL：333-7168

住宅改造の費用の助成

身体障害のため、住宅改造を必要としている人が住む家を、改造するときに要する費用の一部または全部を助成します（要事前申請、所得制限有り）。

対象	●身体障害者手帳（1・2級、体幹または下肢機能障害の3級） ●療育手帳A ※介護保険対象者は、先に高齢介護課へ申請して下さい
補助限度額	最高60万円（他制度の利用等で限度額が変更になる場合あり）
自己負担	●所得税額 40,001円以上70,000円以下の世帯 : 対象工事費用の1/2 ●所得税額 1円以上40,000円以下の世帯 : 対象工事費用の1/3 ●所得税非課税・生活保護世帯 : 自己負担なし

介護保険と障害者向けサービスの関係について

担当課：高齢介護課 認定係 TEL：337-3131

一部の障害者向けサービスの利用を希望される場合、以下の表に該当する人は、介護保険の被保険者となるため、高齢介護課に申し込みいただくことになります。

ただし、介護保険に相当するサービスが無い場合や、介護保険のみでは必要なサービスを確保できない場合については障害のサービスの対象となる場合があります。

	第1号被保険者	第2号被保険者
年齢	65歳以上	40歳～64歳
条件		医療保険に加入している人で、下記の疾病のいずれかに該当する人

- 脳血管疾患(脳梗塞・脳内出血など)
- 関節リウマチ
- 両膝関節又は両股関節の著しい変形を伴う変形性関節症
- 脊髄小脳変性症
- 骨折をともなう骨粗鬆症
- 後縦靭帯骨化症
- 進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症・パーキンソン病
- 脊柱管狭窄症
- 筋萎縮性側索硬化症
- 多系統萎縮症
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症
- がん末期
- 初老期における認知症・早老症

3、福祉用具

日常生活用具の給付

■自己負担：基準額の1割（月単位で上限あり。非課税・生活保護世帯は自己負担なし）
 ※購入前に申請が必要です。介護保険対象者で同制度の対象となる品目については、高齢介護課へ申請してください。

対象者	品目
身体障害者手帳 (肢体不自由)	特殊マット、褥瘡防止用具、特殊尿器、入浴担架、便器（便座を含む）、特殊寝台、訓練用ベッド（児童）、訓練いす（児童）、頭部保護帽、体位変換器、移動用リフト、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、歩行補助つえ（T字状・棒状）、ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）、携帯用会話補助装置、紙おむつ等、特殊便器、情報・通信支援用具
身体障害者手帳 (聴覚障害)	聴覚障害者用通信装置（FAX機）、聴覚障害者用情報受信装置（アイ・ドラゴンⅢ）、聴覚障害者用屋内信号装置、火災警報器用屋内信号装置
身体障害者手帳 (視覚障害)	体重計（音声式）、視覚障害者用血圧計（音声式）、視覚障害者用時計、視覚障害者用体温計（音声式）、電磁調理器、点字タイプライター、視覚障害者用活字文書読上げ装置、歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障害者用音声ICタグレコーダー、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用ラジオ受信機、情報・通信支援用具、点字図書、点字毎日、視覚障害者用拡大読書器（音声・拡大読書器を含む）、点字器、視覚障害者用電子式歩行補助具、点字ディスプレイ
身体障害者手帳 (内部障害)	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）、ストーマ用蓄尿袋、ストーマ用蓄便袋、収尿器、紙おむつ
身体障害者手帳 (その他該当者)	酸素ボンベ運搬車、火災警報器、自動消火器、人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー
療育手帳 (A判定に限る)	特殊マット、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器
指定難病受給者証 ※意見書などにより必要性が認められた場合のみ。	特殊寝台、特殊マット、褥瘡防止用具、特殊尿器、体位変換器、訓練用ベッド、移動用リフト、入浴補助用具、便器（便座を含む）、移動・移乗支援用具、特殊便器、自動消火器、ネブライザー、電気式たん吸引器、人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー（充電器・インバータを含む）、パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

日常生活用具の給付(小児慢性特定疾病児童向け)

■対象 : 小児慢性特定疾病をもつ児童(購入前に申請が必要です)。

■自己負担: 世帯の収入状況に応じて、一部自己負担額が設定されます。

※自己負担額が用具の限度額を超えた場合は、給付の対象外です。

品目	便器、特殊寝台、特殊マット、特殊便器、特殊尿器、入浴補助用具、歩行支援用具、体位変換器、電気式たん吸引器、車椅子、頭部保護帽、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストーマ装具(蓄便袋・蓄尿袋)、人工鼻
----	--

補装具費の支給(購入・借受け・修理)

障害のある人に対し、失われた身体機能を補完又は代替するための補装具の購入、借受け及び修理に係る費用の支給を行う制度です(購入前に申請が必要です)。

※一部の補装具については医師の意見書および処方せんが必要です。介護保険対象者で同制度の対象となる品目については、高齢介護課へ申請してください。

■自己負担: 原則、基準額の1割(月単位での上限・所得制限あり。非課税・生活保護世帯は自己負担なし)

対象者	品目
肢体不自由	義肢(義手・義足)、装具、車椅子、電動車椅子、座位保持装置、歩行器、歩行補助つえ(一本つえを除く)
肢体不自由(児童のみ)	座位保持椅子、起立保持具、排便保助具、頭部保持具
聴覚障害	補聴器(高度難聴用、重度難聴用、耳あな型、骨導式)、人工内耳用音声信号処理装置(修理のみ)
視覚障害	眼鏡(矯正用・遮光用・弱視用)、コンタクトレンズ、義眼、視覚障害者用安全つえ
心臓機能障害、呼吸器機能障害	車椅子、電動車椅子 ※日常生活上、歩行等に制限のある人のみ。
肢体不自由、音声・言語機能障害	重度障害者意思伝達装置

※指定難病受給者証所持者も対象となりますが、支給の判断に当たっては、身体症状の変動状況や日内変動の状況なども考慮します。

車椅子の貸し出し事業

問合せ: 松原市社会福祉協議会 TEL: 337-7333 FAX: 335-1294
所在地: 松原市阿保1-1-1(松原市役所東別館内)

市民・団体からの寄贈などで譲り受けた車椅子を、在宅で車椅子が一時的に必要な市民へ低額でお貸ししています(原則3カ月まで)。

子ども用補聴器及び人工内耳電池交換費用の助成

難聴児が装用する、補聴器及び人工内耳の電池交換費用を一部助成します。

■対象：人工内耳または補聴器(補装具費等の支給決定を受けている人)を装用する児童(18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者)の保護者

※世帯全員の市税に滞納がない人に限る。

■助成上限額：1台につき毎年4月1日から翌年3月31日の間に支払ったもの。

	人工内耳	補聴器
空気亜鉛電池	12,000円	6,000円
充電電池	25,000円	

※申請は年度内に1回のみ。年度末(3月31日)までに取りまとめて申請してください。

難聴児への補聴器購入費用の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度から中度の難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

	松原市 軽度難聴児補聴器購入費助成	大阪府難聴児補聴器交付
対 象	18歳未満で、両耳の聴力が30デシベル以上60デシベル未満	18歳未満で、両耳の聴力が60デシベル以上で身体障害者手帳の対象にならない人(所得制限有)
品 目	補聴器(耳かけ型、ポケット型、耳あな型)	

4、医療費助成・医療制度

自立支援医療費の支給

対象の医療について、原則として利用者の負担を医療費の1割とする制度です。また医療を受けている本人や、本人の「世帯」収入に応じて、負担額の上限が設けられます。

更生医療

18歳以上で身体障害者手帳を持っている人が対象です。指定を受けている医療機関で、身体上の障害を軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。

■対象：18歳以上の身体障害者手帳所持者で、次の障害がある、またはそのまま放置すると将来次の障害を残すと認められる疾患がある人で、自立支援医療(更生医療)指定医療機関における治療で確実な治療効果が期待できる人。

1. 視覚障害
2. 聴覚・平衡機能障害
3. 音声・言語・そしゃく機能の障害
4. 肢体不自由
5. 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓機能障害
6. 先天性の内臓機能障害(5を除く)
7. 免疫機能障害

育成医療

身体に障害がある、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、手術等の治療を受けることにより、身体上の障害が軽くなり、日常生活が容易にできるようになる場合、指定自立支援医療機関における治療等を受けるときに要する医療費の一部を公費により負担します。

■対象：18歳未満の児童で、次の障害がある、またはそのまま放置すると将来次の障害を残すと認められる疾患がある人で、自立支援医療(育成医療)指定医療機関における治療で確実な治療効果が期待できる人

1. 視覚障害
2. 聴覚・平衡機能障害
3. 音声・言語・そしゃく機能の障害
4. 肢体不自由
5. 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓機能障害
6. 先天性の内臓機能障害(5を除く)
7. 免疫機能障害

精神通院医療

精神科の病気で病院や診療所に通院する際にかかった医療費の自己負担分を軽減する制度です。

■対象：通院による精神医療を継続的に必要とする人

後期高齢者医療の障害認定について

担当課：医療支援課 TEL：337-3114

手帳の種類や等級により、後期高齢者医療制度(通常は75歳以上)を65歳から受けることができる場合があります。

重度身体障害者医療費の助成

担当課：医療支援課 TEL：337-3114

重度の障害のある人に対して、必要とする医療が容易に受けられるよう医療費の自己負担額の一部を助成します(所得制限あり)。

対象

- 身体障害者手帳1・2級
- 療育手帳A
- 身体障害者手帳3～6級かつ療育手帳B1
- 精神手帳1級
- 特定医療費(指定難病)受給者証所持かつ障害年金1級

ひとり親家庭医療費助成制度

担当課：医療支援課 TEL：337-3114

親が重度の障害者などの児童が居る家庭に対して、必要とする医療が容易に受けられるよう医療費の自己負担額の一部を助成します(所得制限あり)。

■対象：父または母が重度の障害者である18歳に到達した年度末日までの子

在宅障害者健康診査の実施

担当課：地域保健課 TEL：337-3126

勤務先や学校などで、健康診断を受ける機会がない15歳～39歳の人には、年1回に限り1,000円で健康診断を受けられる制度があります。

障がい者歯科治療について

①②問合せ：一般社団法人 大阪府歯科医師会

TEL：06-6772-8886 FAX：06-6774-0488

③問合せ：河内長野市立休日急病診療所 TEL：0721-55-0301

①障がい者歯科診療

一般の歯科医院での対応が難しい障害児者を対象に歯科診療を行っています。

●診療時間：火・木・土曜日 午後2時～4時（事前に電話で問い合わせください）

●予約用電話番号：06-6772-8887

②障がい者歯科治療相談窓口

障害をお持ちの人の歯科治療について、診療対応施設の案内を電話またはFAXで行っています。

●診療時間：月～金曜日 午後2時～4時（祝日除く）

③南河内圏域 障がい児（者）歯科診療

障害のある人で、地域の歯科診療所において診療が困難な人の歯科治療・口腔衛生指導などを全般に行います。

●診療時間：毎週木曜日（祝日・年末年始を除く） 午後1時～5時

5、手当・給付金・年金制度関係

手当制度等（障害福祉課申請分）

申込み・問合せ：障害福祉課

※支給制限・所得制限などがある場合があります。

名 称	支 給 要 件 ・ 支 給 額
特別障害者手当	<p>20歳以上の在宅生活者で、次のいずれかに該当し、日常生活での動作及び行動が困難であり、常時特別の介護が必要な人</p> <p>①身体障害者手帳1・2級相当の異なる障害を2つ以上、または身体障害者手帳1・2級相当の障害と精神の障害（最重度の知的障害）</p> <p>②①と同等の重度の身体または精神の障害1つに合わせて、身体障害者手帳3級相当の障害を2つ以上、または①と同等の重度の身体障害に合わせて身体障害者手帳3級相当の障害と、知的障害もしくは精神の障害が重複</p> <p>③身体障害者手帳1・2級相当の両上肢、両下肢または体幹機能障害</p> <p>④内部機能に身体障害者手帳1級相当の障害があり、絶対安静の状態</p> <p>⑤精神に重度の障害（精神手帳1級相当）</p> <p>※支給額は毎年見直されます。</p>
障害児福祉手当	<p>20歳未満の在宅生活者で、次のいずれかに該当し、日常生活で常時介護が必要な人</p> <p>①身体障害者手帳1・2級相当の障害</p> <p>②身体機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状があり（慢性疾患等の内部疾患のある児童も対象）、その状態が①と同程度以上と認められる人で日常生活において常時の介護を必要とする人</p> <p>③身体機能の障害もしくは病状または重度の知的障害もしくは精神の障害が重複する人で、その状態が①②と同程度以上と認められる程度の人</p> <p>※支給額は毎年見直されます。</p>
松原市重度心身障害者特別給付金	<p>身体障害者手帳1・2級の度の障害がある在日外国人等で、年金制度上の理由により障害基礎年金を受給できない人で、次のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●府内に居住する外国人、または外国人であった人 ●昭和57年1月1日以前に外国人登録をしていた人 ●昭和57年1月1日前に満20歳に達しており、同日前に身体障害者手帳1、2級の交付を受けた人、もしくは同日以降に手帳交付を受けたが、その障害発生原因にかかる傷病の初診日が同日前に属する人 <p>■月額20,000円</p>

名 称	支 給 要 件 ・ 支 給 額
<p align="center">大阪府重度 障害者特例支援 給付金</p>	<p>在日外国人等で、年金制度上の理由により障害基礎年金を受給できない人で、次の全てに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●府内に居住する外国人、または外国人であった人 ●昭和57年1月1日以前に外国人登録をしていた人 ●昭和57年1月1日前に満20歳に達しており、同日前に身体障害者手帳1、2級の交付を受けた人、もしくは同日以降に手帳交付を受けたが、その障害発生原因にかかる傷病の初診日が同日前に属する人 <p>■月額20,000円</p>
<p align="center">大阪府重度 障害者在宅介護 支援給付金</p>	<p>次の手帳をあわせもつ人を在宅で介護している人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳1・2級 ●療育手帳A <p>■月額10,000円</p>
<p align="center">大阪府障がい者 扶養共済制度</p>	<p>障害のある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎年一定の掛金を収めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、障害のある人に年金を支給する制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■対象障害者 ●身体障害者手帳 1～3級 ●療育手帳 ●精神または身体に永続的な障害があり、その程度が上2つと同程度と認められる人 <p>■一口 月額20,000円（最大2口）</p>

手当制度等（障害福祉課以外申請分）

※支給制限・所得制限などがある場合があります。

名 称	対 象 者 の 条 件	問 合 せ
特別児童 扶養手当	日常的に介護を必要とする20歳未満の重度障害児を 養育している父母、又は養育者	子育て支援課
児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ●父又は母と生計を同じくしておらず中程度以上の 障害をもつ20歳未満の児童を養育している母または父、 もしくは養育者(ただし、父・母又は養育者が公的年金を 受給していないこと) ●重度障害の父又は母をもつ18歳未満の児童を養育 している母又は父、もしくは養育者(ただし、父・母又は 養育者が公的年金を受給していないこと) 	
障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> ●20歳前からの傷病により、20歳に達したときに重度 の障害をもっていた人 ●国民年金に加入している期間中、障害認定日において 1級又は2級に該当する状態にあり、保険料納付要件に あてはまる人 ●上記の障害認定日に程度の軽かった人が65歳になる までの間に障害が重くなり障害等級表に該当するよう になった場合 	保険年金課
特定障害者に 対する特別 障害給付金	<p>外国人や、事情により障害基礎年金等を受けられない 人で次の条件に該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった 学生 ●昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった 被用者の配偶者 <p>上記いずれかに該当し、国民年金に任意加入していな かった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金1・2級 相当の障害に該当する人に支給されます。</p>	
障害厚生年金	厚生年金保険に加入している期間中に障害等級表の 1～3級の状態になった人で、障害基礎年金の保険料納付 要件を満たしている人	年金事務所
障害手当金	厚生年金保険に加入している期間中に病気や怪我が、 初診日から5年以内に治ったが、一定の障害が残った 状態になった人で、障害基礎年金の保険料納付要件を 満たしている人	

6、交通機関のサービスと割引

タクシー運賃の助成

在宅生活の人のうち、下記対象者に該当する人には、タクシー運賃の助成券を交付します。ただし、中型タクシーか、リフト付きタクシーのどちらかを選んでください。

利用できるタクシー会社については、市と契約している会社になります。

中 型 タ ク シ ー	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳（下記に該当する人のみ） ◎下肢機能障害（1・2級） ◎体幹機能障害（1・2級） ◎視覚障害（1・2級） ◎肝臓機能障害（1・2級） ◎心臓機能障害（1級） ◎じん臓機能障害（1級） ◎呼吸器機能障害（1級） ◎ぼうこう機能障害（1級） ◎直腸機能障害（1級） ◎小腸機能障害（1級） ●療育手帳A ●精神障害1級 ●特定医療費（指定難病）受給者
助成額	1回500円 ※チケットの交付枚数は申請月により異なります

リ フ ト 付 き タ ク シ ー	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳1・2級 ●特定医療費（指定難病）受給者
助成額	1回1,400円 ※チケットの交付枚数は申請月により異なります

タクシー運賃割引

問合せ：各タクシー営業所

身体障害者手帳、療育手帳、又は精神手帳を持っている人であれば、手帳を提示すれば、タクシー運賃が1割引になる場合があります（事業者により割引制度の有無があります）。ただし、高速道路通行料金や駐車料金などは、割引の対象にはなりません。

公共交通機関（電車・バス・船舶・飛行機）の割引

問合せ：各公共交通機関

公共交通機関（電車・バス・船舶・飛行機）を利用するときに、手帳を提示することにより、割引を受けられる場合があります。手帳の種類や利用される会社により対象となる場合とない場合がありますので、詳しくは利用先にお問い合わせください。

有料道路(高速道路)の通行料割引

申請先：障害福祉課 ※ETCを利用する場合、専用サイトでオンライン申請ができます。なお、申請にはマイナンバーカードが必要です。

オンライン申請URL：<https://www.expressway-discount.jp/>

問合せ：西日本高速道路株式会社(TEL：06-6344-8888)

自家用車などで有料道路を利用する時に、およそ半額になる制度です。「身体障害者が自ら運転する場合」または「重度の身体障害者または重度の知的障害者（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額が第1種）が同乗し、障害者本人以外が運転する場合」に割引の対象になります。

■窓口申請に必要なもの ※③④⑤はETCを利用される人のみ。

- ①障害者手帳 ②運転免許証（障害者本人が運転される場合のみ）
- ③自動車検査証又は軽自動車届出済証 ④ETC車載器セットアップ申込書・証明書
- ⑤ETCカード（障害者本人名義（本人が18歳未満の場合は親権者等）のもの）

車いす使用者用駐車区画・ゆずりあい駐車区画 利用証

申込み・問合せ：大阪府障がい福祉企画課

TEL：06-6944-2362 FAX：06-6942-7215

障害者や高齢者など移動に配慮を要する人たちが安心して外出できるよう、公共施設や商業施設における車椅子使用者用の駐車区画等を利用するための利用証を大阪府で交付しています。申請用紙は大阪府ホームページに掲載、または障害福祉課窓口でお渡ししています。

■対象：身体障害者手帳（等級などに条件があります）、療育手帳A、精神手帳1級、特定医療費（指定難病）受給者、その他配慮が必要と認められる人

駐車禁止除外指定車標章の交付

申込み・問合せ：松原警察署 TEL：336-1234

歩行困難な身体障害者等に道路標識等により駐車を禁止した場所又は時間制限駐車区間の駐車禁止規制の対象から除外されるための駐車禁止除外指定車標章が交付されます（一部駐車できない場所もあります）。

対象

- 身体障害者手帳 視力障害(1～3級、4級の一部)、聴覚障害(2～3級)、平衡機能障害(3級)、肢体不自由上肢障害(1級、2級の一部)、肢体不自由下肢障害(1～4級)、体幹機能障害(1～3級)、脳原性上肢機能障害(1級、2級の一部)、脳原性移動機能障害(1～4級)、内部機能障害(1～3級)
- 療育手帳A
- 精神手帳1級

7、税金の控除・公共料金割引

NHK放送受信料の減免

申請先：障害福祉課
 問合せ：NHK大阪放送局 視聴者リレーションセンター開発推進部
 (TEL：06-6937-9000)

	対 象
全額免除	障害者(児)がいる市町村民税非課税世帯
半額免除	受信契約者が、世帯主で、下記のいずれかの手帳所持者 ●身体障害者手帳(1～2級、視覚障害、聴覚障害のみ) ●療育手帳A ●精神手帳1級

税金の減免や控除

税金の種類	内 容 ・ 対 象	問 合 せ
住民税	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者控除(普通障害者) ●特別障害者控除(重度障害者) ●同居特別障害者扶養控除の加算 ●小規模企業共済と大阪府障害者扶養共済制度の掛金控除 ●年間の合計所得金額が135万円以下は非課税 	課税課 市民税係 TEL：334-1550(代表)
軽自動車税	障害者自身、または生計を一にする人が運転する自家用軽自動車について、減免します ※車の所有者、申請期間などの条件がありますので、事前にご確認ください	
固定資産税	障害者を多数雇用する事業主が、助成金の支給を受けて、事業用家屋として一定のものを取得した場合のみ減額	課税課 固定資産税係 TEL：334-1550(代表)
マル優 特別マル優	預貯金・国債等の利子所得について、利子等が非課税になる制度	各金融機関
関税・消費税	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者用に製作された器具等の輸入の免税 ●慈善等のために寄贈された給与品及び社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品で、これらの施設等で直接社会福祉の用に供すると認められた物品の輸入の免税 	大阪税関相談官室 TEL：06-6576-3001

税金の種類	内容・対象	問合せ
自動車税 (環境性能割・種別割)	身体障害者が日常生活を営むうえで必要不可欠な乗用車について、減免します（等級や、所有者などの条件があります）。詳しくは、新たに自動車を取得する場合は大阪自動車税事務所和泉分室へ、既に自動車を所有している場合は中河内府税事務所へお問い合わせください。	大阪自動車税事務所 和泉分室 TEL：0725-41-1327 FAX：0725-43-4541
不動産取得税	心身障害者を多数雇用する事業主が、助成金の支給を受けて、事業用家屋として一定のものを取得した場合のみ減額	中河内府税事務所 TEL：06-6789-1221 FAX：06-6789-7442
事業税	失明又は、両眼の視力0.06以下の重度視力障害者が行うあんま・マッサージ・はり灸・柔道整復等医業に類する事業は非課税	
所得税	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者控除(普通障害者) ●特別障害者控除(重度障害者) ●同居特別障害者扶養控除の加算 ●小規模企業共済と大阪府障害者扶養共済制度の掛金控除 	
相続税	<ul style="list-style-type: none"> ●一部控除(障害者であり、日本国内に住所を有する85歳未満の法定相続人) ●非課税(大阪府障害者扶養共済制度に基づく給付金を受ける権利を相続した場合) 	八尾税務署 TEL：072-992-1251
贈与税	<ul style="list-style-type: none"> ●一定の信託契約に基づく新宅受益権の価額の内一部が非課税 ●障害者扶養共済制度に基づく給付金を受ける権利を贈与された場合非課税 	

郵便料金や携帯電話の割引など

名称等	内容	問合せ
携帯電話の基本料金割引	基本料金の割引などのサービスを行っています。割引内容や、割引率、他のサービスとの併用の可否は、各社によって異なります	各携帯電話ショップ
NTTの無料番号案内(ふれあい案内)	<p>電話番号案内を下記の人には無料で行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳（視覚障害、聴覚障害、音声言語機能障害、肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害1,2級） ●療育手帳 ●精神手帳 	NTTふれあい案内事務局 電話：0120-104-174 FAX：0120-104-134

名称等	内 容	問合せ
郵便物の 料金減免	<p>■点字郵便物・盲人用録音郵便物(第4種郵便物) 重量3kgまでで、指定盲人施設の発送する物、またはそこへ返送する物に限り、無料</p> <p>■点字ゆうパック 点字郵便物で大型の物を小包にする場合。3kgまでは、定形外郵便物よりも割安(3kgを越えると、一般ゆうパックのほぼ半額)</p> <p>■心身障害者用ゆうメール 図書館と重度身体障害者との間でやりとりされる書物類の冊子小包、3kgまでは、ゆうメールの半額</p> <p>■聴覚障害者用ゆうパック 指定施設との間で発送・返送される聴覚障害者用のビデオテープ、30kgまでは、定形外郵便物よりも割安</p>	<p>松原郵便局 TEL： 331-0400 FAX： 334-9535</p>

映画館・博物館・美術館等の入場料の割引

一部の映画館、公園、博物館、科学館、水族館、寺社など、日本国内の各種施設では、障害者手帳を提示すれば、入場料金を割引が受けられる施設があります。

また、一部の施設では障害者手帳に変わり、ミライロID（スマートフォンの障害者手帳アプリ）を利用することができます。

詳細は、各施設窓口などでご確認ください。

松原市・大阪府等の公共施設利用料などの割引

体育施設・文化施設等を利用するとき、障害者手帳の提示・申し込みをすると、利用料が半額になります(団体の場合は無料になることもあります)。

詳細は、各施設窓口などでご確認ください。また、一部の施設では障害者手帳に変わり、ミライロID（スマートフォンの障害者手帳アプリ）を利用することができます。

8、その他の福祉サービスなど

自転車駐輪場の使用料減免

担当課：みち・みどり整備課 TEL：334-1550(代表)

市内に住所がある障害者に対して、市営自転車駐輪場の減免制度があります。詳細はお問い合わせください。

火災等の情報提供

申込み：障害福祉課 問合せ：危機管理課 (TEL：337-3151)

障害者が住みなれた地域で健康で安心して暮らすことができるよう、火災などの情報を提供します。火災発生時、火災発生場所の近隣地域に居住している対象者へ情報提供を行います(申請が必要で)。また、市ホームページにおいても情報を発信します。

提供方法	電話（自宅・携帯）・メール・FAXのいずれか希望する機器
対象	●障害者手帳を所持する障害者のみの世帯の人 ●上記の人と65歳以上の高齢者・40歳以上で介護認定を受けている人のみの世帯(昼間だけの状況も含む)

避難行動要支援者支援制度

担当課：危機管理課 TEL：337-3151

災害時の避難に支援を必要とする、在宅の高齢者や障害のある人の情報を掲載した、「避難行動要支援者名簿」をあらかじめ作成し、市の関係部局や社会福祉協議会、町会、自治会、自主防災組織、民生・児童委員など、地域の支援者に事前に提供しておき、いざという時に備えてもらう取り組みです。

対象	生活の基盤が自宅にある人のうち、以下の要件に該当する人 ●身体障害者手帳2級以上 ●療育手帳A ●精神手帳1級 ●難病患者 ●その他災害時の避難に支援が必要な人
----	--

福祉農園

担当課：高齢介護課 高齢支援係 TEL：337-3113

土に親しみながら、四季の草花や野菜づくりを始めてみませんか。市内4ヶ所に設置され、利用期間は2年間です。障害者手帳所持者または市内在住の60歳以上の人利用できます。

生活保護

担当課：福祉総務課 TEL：337-3117

病気やけがで働けなくなり、生活に困っている人に生活費などを援助し、自立して生活できるように手助けする制度です。

保護の内容は年齢や家族構成、収入などにより異なります。また、手帳の内容によって障害者加算が受給できる場合があります。

声の広報・点字広報まつばらの送付

担当課：観光・シティプロモーション課 TEL：334-1550(代表)

視覚障害者を対象に広報まつばらのデジター（CD）版と点字版を送付しています。

ふれあい収集(ごみ出しの支援)

申込み：環境業務課・環境政策課 TEL：332-8483 FAX：337-1056

家庭ごみを収集場所まで出すことが困難な障害者の世帯を対象に、門前又は玄関先まで、ごみ収集に伺います。

対象世帯	●障害者手帳を所持する障害者のみの世帯の人 ●上記の人と65歳以上の高齢者・40歳以上で介護認定を受けている人のみの世帯
対象となるごみ	可燃ごみ、資源ごみ（缶・ビン・ペットボトル、プラ、古紙）、不燃物・粗大ごみ(※事前の申し込みが必要です)

楽しいかい

日中活動するきっかけ作りなどが必要な人の集いです。小集団での活動を通し、社会経験を広げ、社会参加を促進します。

- 名称：楽しいかい（松原在宅障害者グループワーク連絡会）
- 対象：在宅の主に知的障害者及び精神障害者で、福祉サービスなどを利用していない人や自宅に引きこもりがちな人など
- 連絡先：生活支援センター「れいんぼう」（TEL：336-3240）
生活支援センター「そうそう」（TEL：331-4081）
- 活動内容：毎月1回 午後半日

松原市総合福祉会館を拠点として活動しています。料理、手芸、ボウリングなど参加メンバーの意見を聞きながら決めています。

大阪府営住宅

問合せ：日本管財株式会社 大阪府営住宅藤井寺管理センター
TEL：072-930-1090（代表）

住宅に困っている障害者のために、福祉世帯向けの応募区分をもうけています。また、車椅子で生活できる設計の住宅もあります。

在宅給食サービス

問合せ：松原市社会福祉協議会 TEL：333-0294 FAX：335-0294

食事の調理が困難な重度障害者のみの世帯などに、給食サービス(昼食のみ)を行います。1食370円で10枚つづりの食券を購入になります。※価格は変更することがあります。

生活福祉資金の貸付

問合せ：松原市社会福祉協議会 TEL：333-0294 FAX：335-0294

障害者手帳を持っている人の世帯には、各種資金の貸付があります。証明書類や、連帯保証人等が必要です。詳しくは、松原市社会福祉協議会にお問い合わせください。

成年後見制度

判断能力が不十分な人の財産管理を中心とした日常生活における権利を、法律的に保護するための制度です。本人や親族等が家庭裁判所に申し立てることで、本人の状態に応じて後見・保佐・補助と判断されます。

■松原市成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障害者で、配偶者もしくは二親等内の親族がないか又はあっても音信不通の状況などの人が、成年後見制度を受けようとする時に、市長が後見開始審判等の申立てを行います。場合によっては、必要経費を市が負担することもできます。

社会貢献事業（大阪しあわせネットワーク）

問合せ：社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 社会貢献推進室
住所：〒542-0065 大阪府中央区中寺1-1-54
TEL：06-6762-9488
月～金曜日（祝祭日除く） 午前9時～午後5時30分

「大阪しあわせネットワーク」では、大阪府内すべての社会福祉法人・社会福祉施設が、それぞれの施設種別の特性や強みを活かし、①総合生活相談と緊急・窮迫した生活困窮状況に対して現物給付による迅速な支援を行う「生活困窮者レスキュー事業」や、②社会福祉法人が有する機能（福祉専門職員や福祉施設の活用など）を活かし、社会参加・生きがい支援、居場所づくり、中間的就労、障害者等の就労支援、子育て支援、困窮世帯の児童に対する学習支援など、様々な地域貢献事業を展開し、その財源として、社会福祉法人・社会福祉施設が社会貢献基金（特別部会費）を拠出し、事業を推進しています。

9、相談支援機関

基幹相談・特定相談

障害をもつ人や家族の身近な相談機関として、各障害別に相談支援事業所を設けています。

障害者等基幹相談支援センター	生活支援センター れいんぼう 住所：南新町1-10-2 TEL：336-3240 FAX：334-6466
身体障害のある人に関する相談	社会福祉法人 松原市社会福祉協議会 まつばらピアセンター 住所：阿保1-1-1 TEL：337-7333 FAX：335-1294
知的障害のある人に関する相談	相談支援センター ふたば 住所：天美北4-2-4（4階） TEL・FAX：331-6887
精神障害のある人に関する相談	生活支援センター そうそう 住所：高見の里5-513 TEL：331-4081 FAX：331-8008
発達障害のある人に関する相談	地域生活サポートセンター いこな 住所：南新町3-7-1 TEL：335-5561 FAX：360-4840
障害児に関する相談	地域支援センター ばんびーの 住所：羽曳野市学園前6-1-1 TEL：072-950-1530 FAX：072-950-1531

障害者相談員

障害の人の身近な問題や相談については、松原市内各地域に相談員がいますので、障害を持つ人だけでなく、家族や関係者もお気軽にご相談ください。

相談員の詳細は障害福祉課へお問い合わせください。

障害者虐待防止センター

市では、障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待、権利の侵害の防止に努め、虐待の早期発見・早期対応が可能となる仕組みを整え、地域の関係機関と協力を図り支援体制を強化しています。

養護者からの虐待・障害者福祉施設等での虐待	
相談先	障害者虐待防止センター（障害福祉課） TEL：337-3115 FAX：337-3007
障害者の雇用先での虐待	
相談先	●大阪府障がい者権利擁護センター TEL・FAX：06-6944-6615 ●障害者虐待防止センター（障害福祉課） TEL：337-3115 FAX：337-3007

障がい者110番《権利擁護ネット》

問合せ：社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会
電話相談（TEL）：06-6973-0110 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）
FAX：06-6748-0589 ※留守番電話・FAXは24時間受付

ちゃんと働いているのに給料がもらえない。自分の年金を親族が使い込んでいる、施設で虐待を受けている、どんな福祉サービスが受けられるのかわからない・・・など、どんな悩みにも専門の相談員が応えてくれます。

障害を持つ人だけでなく、家族や関係者もお気軽にご相談ください。

電話による法律相談サービス

問合せ：大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」
TEL：06-6364-1251（毎週 月～金曜日 午後1～4時、相談料無料）
住所：〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館1階

高齢者・障害者に関する法律相談をしています。弁護士が電話での相談に応じます。

就労相談または就労訓練の相談

機関名称	内 容	問合せ
公共職業安定所 (ハローワーク)	障害者の専門援助窓口があります。主治医の意見書(用紙はハローワークにあります)を添えて求職登録をします ●月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(土日祝・年末年始除く)	ハローワーク藤井寺 藤井寺市岡2-10-18 DH藤井寺駅前ビル3階 TEL:072-955-2570 FAX:072-955-3770
障害者職業 センター	就職のための職業評価、職業準備支援、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援、リワーク支援等を行っています ●午前8時45分～午後5時(土日祝・年末年始除く)	大阪障害者職業センター 南大阪支所 堺市北区長曾根町130-23 (堺商工会議所会館5階) TEL 072-258-7137 FAX 072-258-7139
社会生活適応 訓練事業	精神障害のある人が、支援機関のサポートを受けながら、大阪府が認めた企業など(協力事業所)での就労訓練や社会経験を通じて自立を図ることを目的とした事業です。原則6か月間で、訓練期間を延長する場合は、その可否についての審査があります	大阪府 福祉部 障がい福祉室自立支援課 TEL:06-6944-9177 FAX:06-6942-7215
雇用就労支援 センター	松原市雇用就労支援コーディネーターが行う雇用就労に関する相談において、働く意欲がありながら、就労を妨げるさまざまな要因を抱える就職困難者等に対して、就労阻害要因を解消し、自立に向けた方策を図ります	松原市雇用就労支援センター(産業振興課) TEL:334-1550(代表) FAX:337-3005
障害者就業・生活 支援センター	あなたの「働きたい」をお手伝いします 障がいのある人の「働くこと」を支援し、職業生活を「就業面」と「生活面」を一体的にサポートする「地域に根ざした」支援機関です 障がいのある人が安心して就業に挑戦でき、事業所も安心して雇用できるように、各関係機関と連携し職業生活環境を整えます ●月～金曜日 午前9時～午後5時	南河内北障害者 就業・生活支援センター 羽曳野市白鳥3-16-1 木村ビル4階 TEL:072-957-7021 FAX:072-957-1604

精神障害やこころの病気、気持ちがしんどい時などの相談

相談先・住所・電話等	内 容
<p>大阪府こころの健康総合センター</p> <p>TEL：06-6607-8814</p> <p>住所：〒558-0056 大阪市住吉区万代東3丁目1-46</p>	<p>「こころの電話相談」</p> <p>こころの病やこころの健康に不安をお持ちの人、医療機関や障害福祉サービスの情報などを知りたい人のために電話相談を行っています</p> <p>月・火・木・金（祝日・年末年始を除く）</p> <p>午前9時30分～午後5時</p>
<p>おおさか精神科救急ダイヤル</p> <p>TEL：0570-01-5000</p>	<p>かかりつけの医療機関が診療を行っていない夜間・休日において、精神疾患を有する人やその家族などから、こころの病気の緊急時にお電話いただければ、必要に応じて精神科救急医療機関の利用について案内いたします</p> <p>●平日午後5時～翌日午前9時</p> <p>●土・日・祝・年末年始午前9時～翌日午前9時</p>
<p>関西いのちの電話</p> <p>TEL：06-6309-1121</p>	<p>誰にも言えない気持ち、聴かせてください。24時間いつでもかけられます</p> <p>■フリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」</p> <p>●TEL：0120-783-556</p> <p>●日時：毎日 午後4時～9時</p> <p>※毎月10日のみ午前8時～翌日午前8時（24時間）</p>
<p>大阪自殺防止センター （NPO法人 国際ビフレンダーズ）</p> <p>■電話相談</p> <p>TEL：06-6260-4343</p> <p>■事務局</p> <p>TEL：06-6260-2155 FAX：06-6260-2157</p>	<p>ひとりで悩まず電話してください。訓練を受けたボランティアが活動をしています</p> <p>●自死遺族のつどいは、毎月第1土曜日（1・5月は休会）午後2時～4時、毎月第3水曜日（8月と祝日は休会）午後5時～7時（参加費は300円）</p> <p>■電話相談 金曜日 午後1時～日曜午後10時</p> <p>●面接相談を希望される場合、または自死遺族のつどいに関する問合せは、事務局まで</p>
<p>公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会</p> <p>TEL：06-6941-5881</p>	<p>家族の立場で「ご家族の悩み相談」に対応します</p> <p>●相談日 月～金曜日 午前11時～午後3時（祝日・お盆・年末年始を除く）</p>
<p>NPO法人 大阪精神医療人権センター</p> <p>TEL：06-6313-0056</p>	<p>精神障害者の人権擁護に関する様々な活動を行っています（毎週水曜日 午後2時～5時）</p>

相談先・住所・電話等	内 容
精神障害者 家族会 ■名称：くすの木会 ■連絡先：代表 永井 勝子 TEL：333-7168	こころの病を持つ人達の家族の会です いろいろな悩みや 苦しみを同じ家族の皆さんと話して 肩の力をぬきませんか ■活動内容 毎月第4土曜日 午後、まつばら作業所で交流会を実施しています (地域活動支援センターⅡ型まつばら)
精神障害者 当事者会 ■名称：新星会 ■連絡先：生活支援センター 「そうそう」 ■TEL：331-4081	こころに病を持つ人達の仲間の会です 交流会などを行っています
断酒会 ■名称：松原市断酒会 ■TEL：336-0820	断酒会はアルコール依存症の人と家族の集まりです 市内で断酒のための集会を開催し、アルコール依存症のため の相談など様々な活動を行っています ■活動内容 毎週水曜日 午後7時～9時
精神障害者 市民の会 ■名称：こころネット ■連絡先：生活支援センター 「そうそう」 ■TEL：331-4081	精神障害によって生活のしづらさを感じている仲間同士、 家族、ボランティア、民生委員、作業所・生活支援センター スタッフ、医療機関職員、市民のみなさんで、誰もが暮らし やすい街づくりをめざして活動している市民の会です ■活動内容 毎月第2火曜日に例会を実施の他、餅つき大会 やハイキングなどの交流を行っています
精神保健福祉ボランティア グループ ■名称：かたつむりの会 ■連絡先：代表 熱田 光子 TEL：333-3978	地域に暮らす、心の病を持った皆さんと心を通わせ、ともに 安定して暮らせるような活動を目指しているボランティア グループです 作業所活動や地域交流事業のお手伝いをしています
藤井寺保健所 住所：〒583-0024 藤井寺市藤井寺1-8-36 TEL:072-955-4181(代表)	●保健師や理学療法士など専門家の訪問による相談や支援 ●疾病に関する講演会の開催や患者・家族交流会の支援精神 疾患による病気や医療機関について ●アルコール依存症、ひきこもり、認知症についてなど ※相談は、予約制です

自閉症や発達障害に関する相談

自閉症や自閉症に関する発達障害をもつ人たちとその家族が、地域の人たちとともに、より豊かで幸せに暮らしていけるよう相談について、助言や情報提供をしてくれます。

■大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか

住所：大阪府中央区本町1-2-13 谷四ばんらいビル10階A

TEL：06-6966-1313 電話相談：火～金曜日、午後1時30分～4時30分

難病に関する相談

相談先・住所・電話等	内容
大阪難病医療情報センター (大阪急性期・総合医療センター内 本館3階) TEL：06-6694-8816 FAX：06-6608-8416	難病に関する最新で高度な専門情報を蓄積し、医療機関等に次のような事業を実施することで、患者さんや、ご家族の生活品質の向上を目指しています ●専門情報の蓄積と提供 ●医療従事者等への研修やセミナーの開催 ●希少難病相談会の実施 等 月・水・金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時
大阪難病相談支援センター 住所：〒558-0056 大阪市住吉区万代東3-1-46 大阪府こころの健康総合センター3階 TEL：06-6926-4553 FAX：06-6926-4554	●電話（月～金曜日、午前10時～午後5時 受付：午後4時30分まで）、FAX、来訪等による日常生活の相談を受付しています（面接相談には、必ず予約が必要です） ●難病総合相談会や疾患別学習会等において、専門医などによる講演会を開催し、療養生活上の悩みの解消を図ります ●難病啓発事業や学習講演会等の開催、利用できる福祉制度の紹介など

その他相談先など

相談先・電話	内容
松原市地域保健課 TEL：337-3126	保健師、栄養士、医師、歯科医師及び歯科衛生士による健康に関する相談を行っています
民生委員・児童委員	各区域に民生委員・児童委員がいますので、ご相談に応じ、必要な援助を行います お近くの担当の民生委員・児童委員についての問合せは、福祉総務課（TEL：334-1550(代表)）まで